

福島県体験の機会の場の認定に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。）に基づき、福島県内における法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定（体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が中核市（郡山市及びいわき市）に所在する場合及び他県にわたって所在する場合を除く。）に關し、必要な事項を定めるものとする。

(体験の機会の場の認定)

第2条 福島県において、法第20条第1項に規定する体験の機会の場として提供される土地又は建物の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（事業者、個人及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「個人、民間団体等」という。）に限る。）は、次に掲げる書類を添付し、規則様式第7により、知事に申請するものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部及びその写し1部とする。

- (1) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し（発行日から6か月以内のもの。）
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。）又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面（様式第1号）

- (4) 直近の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行った事業の実績を記載した書類（様式第2号）
- (5) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（様式第3号）並びに収支予算書（様式第4号）
- (6) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類（様式第5号及び様式第6号）

(7) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（様式第7号）

(8) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当事業の参加定員に関する事項を記載した書類（様式第3号）

(9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。）又はこれに準ずるもの

(10) 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（様式第8号）

(11) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）を遵守する旨を記載した誓約書（様式第9号）

(12) その他参考となるべき事項を記載した書類

2 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ福島県環境審議会からの意見を聽取するものとする。

(認定等の通知)

第3条 知事は、認定をした場合においては、法第20条第6項の規定に基づき、様式第10号により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が法第20条第1項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合には、法第20条第7項の規定に基づき、様式第11号により、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の変更等の届出)

第4条 認定を受けた体験の機会の場を提供する個人、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、法第20条第3項各号に掲げる事項を変更したときは、同条第8項の規定に基づき、変更事項に係る第2条第1項に掲げる書類を添付して、規則様式第8により、その旨を知事に届け出るものとする。なお、届出書の提出部数は、正本1部とする。

- 2 認定民間団体等は、認定を受けた体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、法第20条第8項の規定に基づき、規則様式第9により、その旨を知事に届け出るものとする。

のとする。なお、届出書の提出部数は、正本1部とする。

- 3 前2項の届出は、当該変更のあった日又は提供を行わくなつた日から30日以内に届け出るものとする。

(庶務)

第9条 この要綱に関する事務は、生活環境部生活環境総務課において処理する。

(認定の有効期間の更新)

第5条 認定民間団体等は、有効期間の更新を受けようとする場合には、法第20条の2第2項の規定に基づき、第2条第1項に掲げる書類を添付し、規則様式第10により、有効期間が満了する日の30日前までに知事に申請するものとする。なお、申請書の提出部数は、正本1部とする。

(認定を受けた体験の機会の場に係る周知等)

第6条 知事は、認定をしたときは、法第20条の3第1項の規定に基づき、県のホームページ等の利用により、法第20条第3項各号に掲げる事項について周知するものとする。

(状況報告)

第7条 認定民間団体等は、法第20条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載した書類を添付し、様式第12号により、その運営の状況を知事に報告するものとする。なお、報告書の提出部数は、正本1部とする。

(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況(様式第13号)

(2) 前号の事業に係る収支決算(様式第13号)

2 規則第12条第1項の知事が定める日は、翌年度の6月末日とし、規則第12条第2項の知事が定める期間は、当該事業の実施状況等を勘案して知事が決定するものとする。

(認定の取消し)

第8条 知事は、法第20条の6第1項の規定に基づき認定を取り消したときは、法第20条の6第2項の規定に基づき、様式第14号により、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知するものとする。

第2条(第1号の関係)

福島県知事	氏名	印
	申請者	住所
申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項 各号に規定する欠格条項には該当いたしません。		
年　月　日		

次格条項に該当しない旨の申出書

目 頁

住所
申請者

申請者は（※）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第4項各号に規定する欠格事項には該当いたしません。

12

法第20条第4項
次の各号のいづ

—— 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない
者 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあっては、その代表者）のうち
に前号に該当する者があるもの

模式第2号（第2系圖解）

中華書局影印

年度事業計畫

年間計画	
月日	実施項目

年度収支予算書

参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置

収入(※1)		支出(※2)	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
合計①		合計②	
①>②の場合の剰余金 の用途について (※3)			

区分		内容	
安全管理責任者 (職・氏名)			
安全管理体制の 概要 <緊急時の対応方法>			
計画、マニュアル等 の策定状況		あり・なし (※なしの場合、今後の策定予定(策定期・内容等))	
危険箇所の有無		あり・あり (※ありの場合、具体的な箇所)	
危険箇所の表示 等		あり・なし (※なしの場合、その理由)	
危険箇所がある 場合の安全対策			
スタッフへの 事前安全講習の 実施状況		スタッフへの 事前安全講習の 実施状況	
参 加 者 へ の 事前安全説明の 実施状況		参 加 者 へ の 事前安全説明の 実施状況	
<保険の加入状況>		あり・なし (※今後の予定)	

備考

- ※1には、参加費等による収入、助成金等を記載すること。また、事業主からの持ち出し金があれば、それにについても記載すること。
- ※2には、講師謝金、場所代、人件費、事務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載すること。例えば、「次年度の事業への繰越し」、「○○購入のために積み立てる」などと記載する。①=②及び①<②の場合は、記載不要。
- ※3には、収入が支出を上回った場合の用途について記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 1 安全管理に係る計画・マニュアル等を作成している場合は、写しを添付すること。
 2 危険箇所がある場合は、危険箇所の図面及び表示内容が分かる写真を添付すること。
 3 事故発生時に備えて保険等に加入している場合は、証書の写しを添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

同意書

〇〇〇〇（申請者）様

年　月　日

下記のとおり、認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

体験の機会の場の名称及び所在地			
体験の機会の場で行う事業の内容			
体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲			
体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間	年	月	日から　月　日まで

事業実施者
氏名　印
住所

備考

- ※の「申請者は」は、「私は」、「当財團は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
 - 申請者が法人その他の団体にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 氏名（法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあっては、その代表者）が署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 1 事業実施者が法人その他の団体の場合にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

福島県暴力団排除条例に係る誓約書

年　月　日

福島県知事
氏名　印
住所

申請者　申請者　氏名　印
住所
申請者は（※）、下記について誓約します。

記

- 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号。以下「条例」という。）を遵守すること。
- 条例第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力團員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

様式第11号(第3条関係)

住 所
姓 氏
号 第
福 岛 県 指 令

年月日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「法」という。)第20条第3項に基づき申請のあつた体験の機会の場については、次のとおり認定します。

年 月 日付で、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項に基づき申請のあつた体験の機会の場の認定については、同条第7項の規定により、次のとおり認定要件に適合しないことを通知します。

年 月 日

印
福島県知事

1 体験の機会の場の名称及び所在地

2 認定の有効期間

四

1 休憩の機会の場の名稱及び所在地

3 3 運営の状況の報告
法第20条の第1項の規定に基づき、毎年、その運営の状況を翌年度の
月 日までに報告

(教示)

この処分に不服があるときは、この處分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に異議申立てをすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります）。

体験の機会の場認定事業 実施状況報告書

年 月 日

体験の機会の場認定事業 実施状況報告書
(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況

体験の機会の場の名称	事業の内容			
	事業名	実施時期	参加人数	場所
事業の実施状況 (前年度)				
記				
その他				

福島県知事

氏名
申請者
住所

印

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり陳告します。

- 1 体験の機会の場の名称及び所在地
記
- 2 認定事業の実施期間

- 3 添付書類
(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況（様式第13号）
(2) (1)に係る収支決算（様式第13号）

備考

- 申請者が法人その他の団体にあっては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、法人その他の団体の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあっては、その代表者）が署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2) (1)の事業に係る収支決算

【収入】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

【支出】

科 目	予算額	決算額	比較増減	備考
計				

備考

- 1 各欄は必要に応じて適宜大きさを変えて差し支えないこと。
- 2 事業内容の分かる写真、パンフレット、チラシ等関係資料を添付すること。
- 3 収支決算についてはなるべく具体的に記述し、必要に応じて詳細の分かる資料を添付すること。
- 4 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福島県知事に異議申立てをすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることはできません。）。